(四)　国際競技大会等出場スポーツ選手、国際競技大会等出場スポーツ選手に対して指導又は訓練を行う者、国際競技大会等出場スポーツ選手が属するチームの業務に従事する者及び国際競技大会等出場スポーツ選手に対して医療を提供する医師その他の国際競技大会等出場スポーツ選手の支援を行う者は、不正の目的をもって、スポーツにおけるドーピングを行い、又は助けてはならないこと等、スポーツにおけるドーピングの禁止について定めることとした。（第四条関係）

(五)　国は、基本理念にのっとり、ドーピング防止活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとした。（第五条関係）

(六)　独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、国及び日本アンチ・ドーピング機構と連携し、ドーピング防止活動における中核的な機関として積極的な役割を果たすものとすることとした。（第六条関係）

(七)　スポーツ競技会運営団体は、基本理念にのっとり、ドーピング防止活動に主体的かつ積極的に取り組むよう努めるものとすることとした。（第七条関係）

(八)　国、センター、日本アンチ・ドーピング機構、スポーツ競技会運営団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならないこととした。（第八条関係）

(九)　地方公共団体は、基本理念にのっとり、ドーピング防止活動の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めなければならないこととした。（第九条関係）

(一〇)　政府は、ドーピング防止活動の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこととした。（第一〇条関係）

2　基本方針

文部科学大臣は、ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針を定めなければならないこととした。（第一一条関係）

3　基本的施策

(一)　ドーピング防止活動に関する人材の育成及び確保、研究開発の促進、教育及び啓発活動の推進等について、必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一二条～第一四条関係）

(二)　国は、国の行政機関、センター、日本アンチ・ドーピング機構及び国際的なスポーツにおけるドーピングの防止に関する機関の間におけるスポーツにおけるドーピングに関する情報の共有を図るために必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一五条第一項関係）

(三)　文部科学大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供その他の必要な協力を求めることができることとした。（第一五条第二項関係）

(四)　国は、ドーピング防止活動に関する国際協力を推進するとともに、センター及び日本アンチ・ドーピング機構が国際的なスポーツにおけるドーピングの防止に関する機関との連携を図るために必要な施策を講ずるものとすることとした。（第一六条関係）

4　施行期日等

(一)　政府は、この法律の施行後速やかに、スポーツにおけるドーピングの防止のための対策についてスポーツにおけるドーピングに関する国の関与の在り方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとした。（附則第二項関係）

(二)　この法律は、平成三〇年一〇月一日から施行することとした。

◇民法の一部を改正する法律（法律第五九号）（法務省）

1　成年

年齢一八歳をもって、成年とすることとした。（第四条関係）

2　婚姻適齢

(一)　婚姻は、一八歳にならなければ、することができないこととした。（第七三一条関係）

(二)　未成年者の婚姻についての父母の同意に関する規定を削除することとした。（旧第七三七条関係）

(三)　婚姻による成年擬制に関する規定を削除することとした。（旧第七五三条関係）

3　養親となる者の年齢

(一)　二〇歳に達した者は、養子をすることができることとした。（第七九二条関係）

(二)　第七九二条の規定に違反した縁組について、養親が、二〇歳に達した後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、養親又はその法定代理人から、その取消しを家庭裁判所に請求することができないこととした。（第八〇四条関係）

4　その他

この法律の制定に伴い、所要の経過措置に関する規定を設けるとともに、未成年者喫煙禁止法等の関係法律について規定の整備をすることとした。（附則第二条～第二六条関係）

5　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成三四年四月一日から施行することとした。

◇民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（法律第六〇号）（内閣府本府）

1　特定事業に関する国による支援機能の強化等

(一)　基本方針に定める事項として、公共施設等の整備等に関する事業における基本理念の趣旨に沿った民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用に関する基本的な事項を追加することとした。（第四条第二項第一号関係）

(二)　公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、その実施し、又は実施しようとする特定事業に係る支援措置の内容等について、その確認を求めることができることとした。（第一五条の二第一項関係）

(三)　内閣総理大臣は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者の求めに応じて、必要な助言をすることができることとした。（第一五条の二第六項関係）

(四)　内閣総理大臣は、特定事業の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、公共施設等の管理者等に対し、実施方針に定めた事項その他の特定事業の実施に関する事項について、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができることとした。（第一五条の三関係）

2　公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合の地方自治法の特例

(一)　公共施設等運営権に係る公共施設等が地方自治法に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）であり、かつ、公共施設等運営権者が同法に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）として当該公の施設を管理する場合において、当該公共施設等の利用料金が第一八条第一項の条例に定められた利用料金に関する事項に適合し、かつ、当該公共施設等の利用料金を当該公の施設に係る地方自治法第二四四条の二第八項の場合における利用料金として定めることが同条第九項の条例の定めるところに適合するときは、当該公共施設等の利用料金を当該公の施設に係る同条第八項の場合における利用料金として定めることについては、同条第九項後段の規定は適用しないこととした。（第二三条第三項関係）

(二)　公共施設等運営権に係る公共施設等が公の施設であり、かつ、第二六条第二項の許可を受けて当該公共施設等運営権を移転した者が、その移転の際、指定管理者として当該公の施設を管理していた場合において、当該移転を受けた者を当該公の施設の指定管理者として指定するとき（同条第四項ただし書の特別の定めがある場合であって、地方自治法第二四四条の二第五項の規定により定められる期間が当該公共施設等運営権の存続期間を超えない場合に限る。）における同条第六項の規定の適用については、同条第三項の条例に特別の定めがある場合は、当該地方公共団体の長が、指定管理者の指定をした後遅滞なく、当該指定について当該議会に報告することで足りることとした。（第二六条第五項関係）

3　水道事業等に係る旧資金運用部資金等の繰上償還に係る措置

(一)　平成三〇年度から平成三五年度までの間に、一定の要件を満たした地方公共団体から、旧資金運用部資金又は旧公営企業金融公庫資金であって、年利三パーセント以上のもののうち、水道事業等（水道法による水道事業若しくは水道用水供給事業又は下水道法による公共下水道若しくは流域下水道の用に供する施設に関する事業をいう。以下同じ。）に係る